

埼玉県立近代美術館・学芸員 臨時的任用職員募集要項

次のとおり臨時的任用職員を募集します。

1 職務内容

- (1) 収蔵作品およびそのデータベースに関わる業務
- (2) 常設展に関わる業務
- (3) 学芸部業務の補助

2 応募資格

- (1) 学芸員資格を有すること。
- (2) 年齢・性別・学歴は問いません。
- (3) 国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

なお、地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）、また、平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするものは除く）は応募できません。

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人。
- ・ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人。
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人。

3 求める人材

- (1) 美術館の運営や学芸部業務に関心があり、必要な知識を取得することに意欲のある方。
- (2) 学芸員として必要な知識、及び近現代美術に関する知識を有する方。
- (3) 協調性を尊重し、コミュニケーション能力、柔軟性を有する方。

4 採用予定者数

1人

5 勤務条件

- (1) 任用期間
令和8年10月1日から令和9年3月31日まで
(ただし、令和9年9月30日まで更新の可能性あり。)
- (2) 勤務日数・勤務時間
本採用者に準じます。
原則週5日・週38時間45分（午前9時30分～午後6時15分）

※休憩時間：上記の時間内に60分

※土日祝日の勤務もあります。勤務日の割り振りについては応相談。

(3) 週休日

4週間について8日の週休日、祝日（又はその代休日）及び年末年始

(4) 給与・手当

大学卒…月額約262,500円（地域手当を含む。）

（一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがあります。）

支給要件に該当する人には、条例に基づき通勤手当、期末・勤勉手当（ボーナス）、時間外勤務手当等が支給されます。

(5) 休暇

年次休暇：採用期間に応じ、最大20日

特別休暇：夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇、出産休暇等

(6) 勤務地

埼玉県立近代美術館内

所在地：〒330-0061 さいたま市浦和区常盤9-30-1

(7) その他

地方公務員法の以下の規程について、遵守する義務が課せられます。違反した場合は懲戒処分、分限、失職等の対象となる可能性があります。

（ 服務の根本基準、服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、
信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治行為の制限、
争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限 ）

6 応募について

- (1) 応募は、令和8年7月9日（木）～7月31日（金）【要必着】の期間に、下記担当宛てに、本募集要項に添付している履歴書に写真を貼り、必要事項を記入の上、提出してください。
- (2) 提出は、郵送又は持参となります。
- (3) 封筒の表面には「臨時的任用職員応募」と朱書きし、封筒の裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。
- (4) 郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。
- (5) 持参される場合の受付時間は、開館日の午前10時から午後5時15分までです。
- (6) 履歴書は、採用に関することのみに使用し、返却いたしません。

7 選考方法等について

(1) 第一次審査

応募書類による選考を行います。

第一次審査の合格者には、令和8年8月7日（金）頃までにメールで連絡をします。

(2) 第二次審査

第二次審査（面接）は、近代美術館内で令和8年8月18日（火）～21日（金）に実施することを予定しています。日時及び場所については、令和8年8月7日（金）頃に連絡します。

(3) 最終合格

令和8年8月28日（金）頃に、第二次審査の受験者全員に電話又はメールで連絡します。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

(1) 応募書類の提出先

〒330-0061 さいたま市浦和区常盤9-30-1

埼玉県立近代美術館 総務担当

※封筒の表面に「臨時的任用職員応募」と朱書きしてください。

(2) 問い合わせ先

- ・職務内容に関すること

常設展・収蔵品担当 電話：048-824-0110

- ・勤務条件に関すること

総務担当 電話：048-824-0111